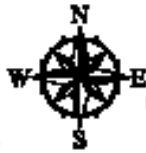


# 山梨市森林整備計画

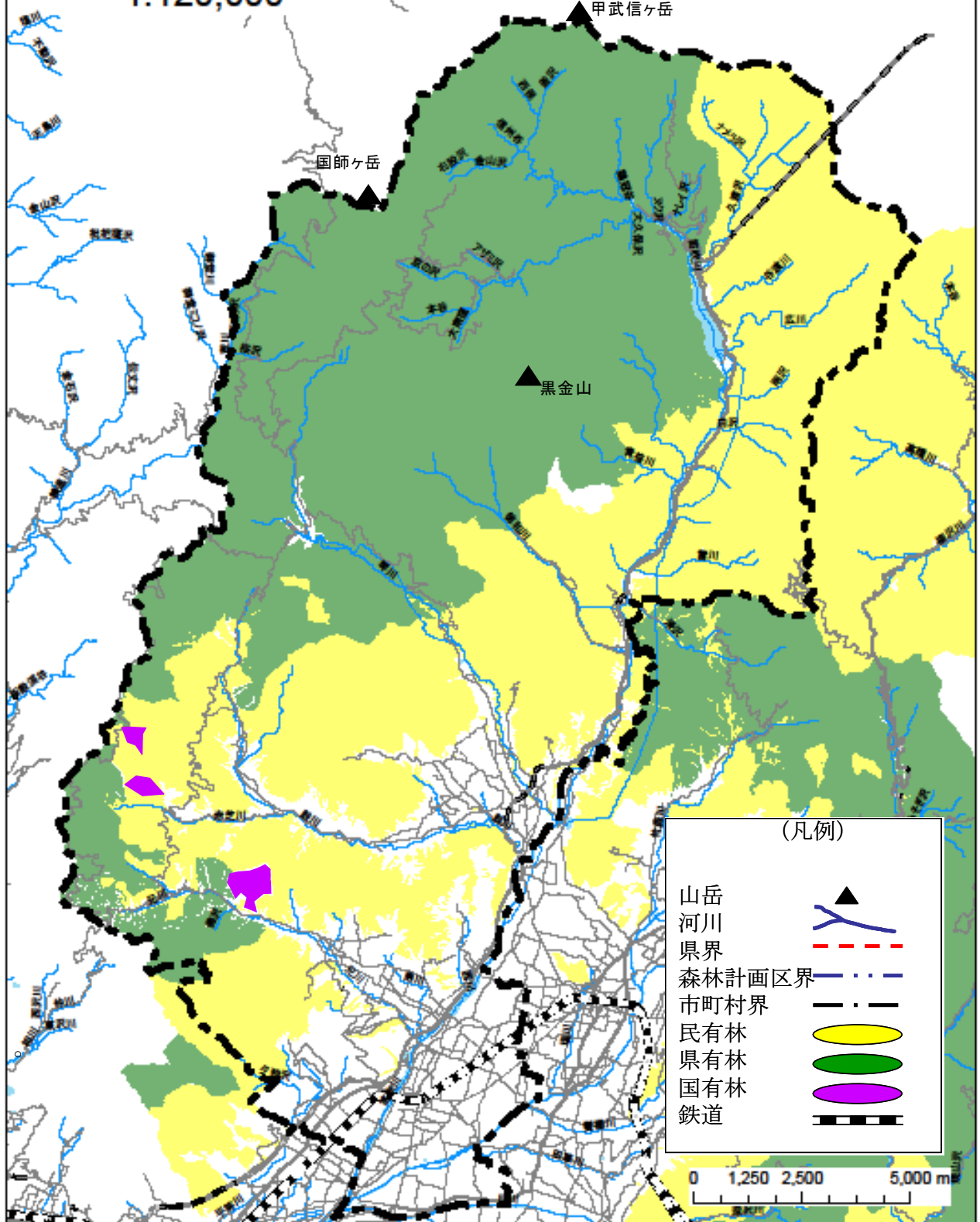
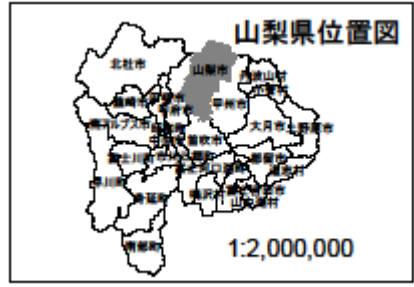
計画期間  
自 令和4年4月1日  
至 令和14年3月31日

山 梨 県  
山 梨 市

# 市町村位置図

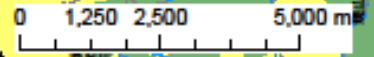


1:120,000



(凡例)

山岳	
河川	
県界	
森林計画区界	
市町村界	
民有林	
県有林	
国有林	
鉄道	



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	13
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	14
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
5	その他必要な事項	15
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
2	保育の種類別の標準的な方法	17
3	その他必要な事項	18
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2 3
3	その他必要な事項	2 4
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	3 3
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	3 3
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	3 3
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	3 3
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	3 4
5	その他必要な事項	3 4
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	3 5
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	3 5
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	3 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	3 5
4	その他必要な事項	3 5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	3 6
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	3 6
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	3 7
3	作業路網の整備に関する事項	3 7
4	その他必要な事項	4 1
第8	その他必要な事項	4 2
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	4 2
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	4 3

3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	44
III	森林の保護に関する事項	45
第1	鳥獣害の防止に関する事項	45
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	45
2	その他必要な事項	46
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	47
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	47
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	47
3	林野火災の予防の方法	48
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	48
5	その他必要な事項	48
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	49
1	保健機能森林の区域	49
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	49
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	49
4	その他必要な事項	49
V	その他森林の整備のために必要な事項	50
1	森林経営計画の作成に関する事項	50
2	生活環境の整備に関する事項	51
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	51
4	森林の総合利用の推進に関する事項	51

5	住民参加による森林の整備に関する事項	5 1
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	5 2
7	その他必要な事項	5 2

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は甲府盆地の東部に位置し、西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市、長野県川上村に接している。地域の北部は山岳・丘陵地帯で、秩父山系に属する2,000m級の山地は秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、多くの観光客が訪れる自然・山岳資源に恵まれた地域となっている。また、令和元年には甲武信ユネスコエコパークにも登録され、観光面等からも注目される地域となっている。市の中央には南北方向に笛吹川が流れており、さらに重川、日川が合流して甲府盆地に注いでいる。

本市の総面積は、28,980haであり、このうち森林面積は23,714haと総面積の81.8%を占めている。森林所有形態別で見ると、国有林94ha（国有林野71ha、官行造林地23ha）（0.4%）、県有林13,457ha（注1）（56.7%）、市有林257ha（1.1%）、財産区有林576ha（2.4%）、私有林9,330ha（39.3%）である。ヒノキ・カラマツを主体とした人工林の面積は11,658haであり、人工林率は49.2%で県平均を上回っている。また、国有林を除く人工林の年齢構成は8年齢以上が10,783haと人工林全体の92.5%を占めており、利用適期を迎えた林分の伐採と再造林を促進していく必要がある。

本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施される人工林が多くを占めているとともに、ナラ、クヌギ等しいたけ原木に用いられる広葉樹林も散在する多様な森林となっている。しかし、森林に対する住民の意識や関心が低いことが、森林利用を進めていく上での課題となっている。

本市の中央部から南部にかけては、従来からヒノキ、カラマツの造林が盛んに行われており、その多くが利用適期を迎えている為、木材の有効活用の観点からも、計画的な森林の整備や林道・林業専用道・森林作業道の整備を積極的に推進することが重要である。

木材の利用を促進することが森林施業・整備の活性化につながることから、本市は平成18年5月31日に公表した『山梨市バイオマスタウン構想』に基づいて木質バイオマスエネルギーの利用促進を図ってきた。また、令和3年2月15日には、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行ったところである。今後は、充実した森林資源の利用及び森林整備を促進することにより、更なる木材需要の創出を図るとともに、二酸化炭素の吸収源としての機能の向上を図っていく。

以上のとおり、森林は素材としての利用、木質バイオマスエネルギーの供給及び二酸化炭素の吸収固定といった役割を有しているが、それ以外に、水土保持機能、保健・レクリエーション機能などの公益的機能を有している。その中で、森林の「癒し」効果が実証された「森林セラピー®基地」に認定されている西沢渓谷において体験ツアーを実施するなど、豊かな自然景観や産業資源としての森林空間の活用も図っている。

（注1）県有林面積は、植樹用貸地を含まない。また、県林政部所管のうち特別会計以外の県有林、県林政部所管以外の県有林及び県行分収林を含む。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図る。

そのため、森林の有する各機能（水源涵養機能、山地災害防止機能及び土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）が、併存する他の機能の発揮に配慮した形で森林整備が行われる必要があることから、望ましい森林の姿を次のとおりとする。

#### ■ 森林の有する機能に則した望ましい森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林



生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

### ■ 森林の有する機能に則した森林整備の基本的な考え方及び施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方及び施業の推進方策
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致保存のための保安林の適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種・径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化、作業路網の開設及び機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図る。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者等、森林管理事務所、森林整備センター、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った総合的な林業施策を計画的に推進する。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者等に対して積極的に施業を提案し、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図る。

一方、林道や林業専用道からの距離が近い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、搬出間伐を実施する。また、今後は伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き伐りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道とする。

主伐後の伐採跡地の更新作業は、標準的な人工造林のみではなく、造林コストの縮減や多様な森林造成の観点等から、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、ぼう芽更新等の天然力を活用した方法も検討し、適確な更新を図る。

人工植栽地については、適時適切な保育・間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場の状況等に応じた低コストかつ効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合等の林業経営体を中心に、森林所有者等、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員、県、市等の連携のもと、最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから、国や県の補助事業について積極的な活用を図る。

さらに、平成 31 年 4 月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本市においても森林環境譲与税（以下、「本税」という。）が配分されることになったことから、各地区の課題解決のため、本税の使途に関する活用方針を定め、森林整備や人材育成、木材利用の促進など本市における森林・林業施策を推進するために本税の活用を図るものとする。

## Ⅱ 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

##### ■ 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
市内全域	40年	45年	40年	40年	50年	70年	30年	15年	50年

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は以下に示す皆伐又は択伐による。

##### ■ 主伐の区分と伐採の方法

主伐の区分	伐採の方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外の伐採とする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林（植栽）による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を基準とする。

■生産目標ごとの標準的な主伐時期（樹種別）

樹種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

### 3 その他必要な事項

① 木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することを主な目的としており、継続的に伐採を行い、木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林におい

ても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択すること。

② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の保残に配慮する。また、人工林については強度の抜き伐りを実施すること等により針広混交林化・広葉樹林化を図ること。

③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、溪畔林は極力伐採を控え残置するよう努めること。

④ 伐採時に発生する枝条等については適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意すること。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

植栽による人工造林を行う場合は、以下の樹種を主体に適切な樹種を選択すること。

#### ■人工造林の主な対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クリ、ケヤキ、キハダ、ミズナラ、カエデ、ヤマザクラ、コナラ、クヌギ

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

※なお、スギ、ヒノキを植栽する場合は花粉症対策に資する苗木の選定に努める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な本数の植栽を行うこと。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は次のとおり定める。

#### ■人工造林の標準的な植栽本数（樹種別）

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ		3,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,300	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹		4,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。



イ その他人工造林の方法

■人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	<p>伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。</p> <p>傾斜地では、表層土壌の浸食・流亡を抑えるため、「筋刈り地ごしらえ」もしくは全刈り地ごしらえの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地ごしらえ」を行う。</p>
植付けの方法	<p>植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵やネット等の被害対策を実施する。</p> <p>なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムを検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努める。</p> <p>(1) 裸苗を植栽する場合</p> <p>活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地被物を表土が出るまで取り除く。</li> <li>②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる。</li> <li>③覆土を穴の上側から崩して被せる。</li> <li>④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。</li> <li>⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</li> </ol> <p>(2) ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチック</p>

	<p>ポット等)は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵やネット等の被害対策を実施する。</p> <p>(3) コンテナ苗を植栽する場合</p> <p>植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。</p> <p>乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。</p>
植栽の時期	<p>根が成長を開始する早春が最適(特に広葉樹は芽が開かない早春が最適)。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。</p>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了すること。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新を完了すること。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林に限って行うこと。

なお、伐採及び伐採後の造林届において5ha以上の皆伐を実施する場合は、現地確認を行い、天然更新の実施の可否を確認する。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、以下の樹種を基本とする。

#### ■天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、シラカシ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、キハダ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、その他ぼう芽力の強い高木性広葉樹

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数（以下「期待成立本数」という。）は以下のとおり。

#### ■天然更新の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本

天然更新を行う際は、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）の生育をもって更新成立とする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さ（草丈）は、50cmとする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新における補助作業の標準的な方法は以下のとおり。

#### ■天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。

刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	<p>地表処理、刈出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植込みを行う。</p> <p>なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。</p>

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず、天然更新による更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

#### 天然更新完了基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁森林整備部森林計画課作成の『天然更新の伐採の手引き(解説編)』による。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後5年以内に完了すること。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が 10 本/ha 以上残存している場合は除く。
- ・ ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記基準による森林のうち、所在が明らかな森林については該当なし。

**4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適切な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)

**5 その他必要な事項**

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施する。なお、間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

#### ■間伐を実施すべき標準的な林齢および標準的な方法（樹種別）

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	（間伐率（本数））		
							間伐本数		
			初回	2回目	3回目				
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~22	28~32			(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	16~22	23~29	30~36		(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36			(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	
アカマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16~20	21~26	27~32		(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32		(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500

※長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業。

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業。

平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

■平均的な間伐の実施時期

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育施業を行う際の標準的な方法は以下のとおり。なお、本表は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

■保育を実施すべき標準的な林齢及び回数（樹種別）

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	20年
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1										
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1										
	アカマツ	1	1	1	1	1											
	カラマツ	1	1	1	1	1											
つる切り	スギ									1							
	ヒノキ										1						
	アカマツ							1									
	カラマツ							1									
除伐	スギ										1						
	ヒノキ											1					
	アカマツ												1				
	カラマツ													1			
枝打ち	スギ															1	
	ヒノキ																1

■標準的な保育の方法

保育の種類	標準的な方法	備 考
下 刈	<p>目的樹種の高さが雑草木の丈の約 1.5 倍になるまで、毎年 1 回以上行う。</p> <p>実施時期は 6 月～8 月上旬を目安とする。</p>	<p>植栽後数年は状況に応じて年に 2 回実施する。</p> <p>また、植栽後 5 年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。</p>
つる切り	<p>下刈終了後、林分が閉鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。</p> <p>実施時期は 6 月～7 月を目安とする。</p>	<p>クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。</p>
除 伐	<p>下刈終了後から 15 年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について 1～2 回行う。</p> <p>実施時期は 5～6 月を目安とする。</p>	<p>目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。</p>
枝打ち	<p>根元直径が 6cm 程度の時期に開始し、2 回目以降は下枝径が 6cm 程度に生長した時期に地際から 4～6m 程度まで 3～4 回実施する。</p> <p>一回当たりの枝打ち高さは 1.5m を目安とする。</p> <p>実施時期は、樹木の生長休止期の 12 月下旬～3 月上旬を目安とする。</p>	<p>枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病害虫予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。</p>

### 3 その他必要な事項

#### (1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。



## (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

### ■間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

樹種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数0.8を基準とする。 ただし、初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

### ■収量比数の算出方法

$$\text{収量比数 (Ry)} = \frac{\text{森林の立木の単位面積当たりの材積 (m}^3\text{)}}{\text{樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積 (m}^3\text{)}}$$

【参考】間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

(Ry=0.8 となる材積)

(単位：m<sup>3</sup>/ha)

樹高 (m)	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

### (3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法について、富士川上流地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の重要な用水源の周辺に在する森林であって、水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定める。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

#### ■ 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
市内全域	50年	55年	50年	50年	60年	80年	40年	25年	60年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により、人命・人家等施設への被害を及ぼすおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備など、山地災害防止

機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

#### イ 施業の方法

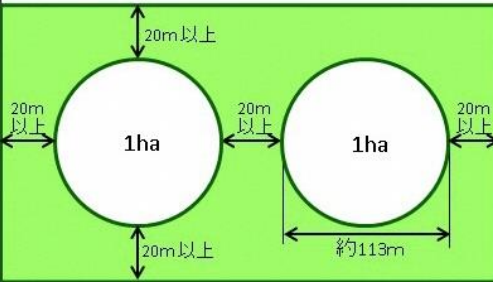
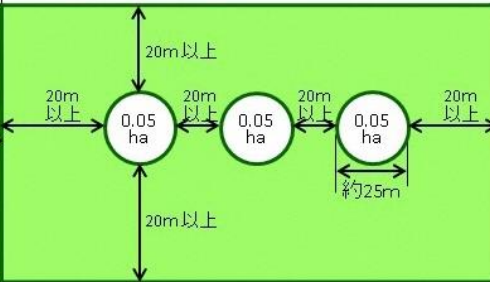
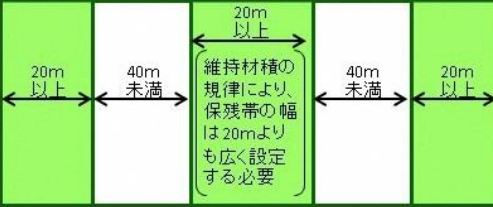
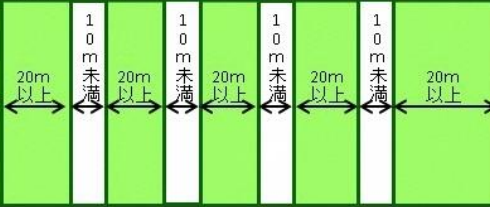
ア①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、ア②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、ア③に掲げる森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種別に標準伐期齢の2倍の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2に定める。

■ 複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例  
(森林経営計画の基準例)

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区 の 形状	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満 
	伐採する帯の幅: 40m未満 	伐採する帯の幅: 10m未満 
間伐の方法	【単層林である場合】 $Ry$ が0.85以上の森林について、 $Ry$ が0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

■ 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
市内全域	80年	90年	80年	80年	100年	140年	60年	30年	100年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み、地形等から効率的な施業が可能な森林として、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材等生産機能維持増進森林)の区域を「別表1」のとおり定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、同じく「別表 1」に定める。

## **(2) 施業の方法**

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、第 1 の 2 に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が 20ha 以下となるようにする。

また、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

## **3 その他必要な事項**

該当なし

別表 1

■ 森林の有する機能別の森林の区域

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源環境機能維持増進森林)	1～4, 8～11, 12- I , 12- II , 13～18, 19- I , 19- II , 20～61 林班 ただし、以下の小班を除外する (3は 4, ろ 2, 4い 4～6, ち 3, 4, と 1～4, は 1～3, 8, へ 2～5, ほ 5, り 1～3, 5, ろ 1～3, 8い 1～6, ち 4, ほ 1, ろ 1～23, 9い 1, 2, 4～8, ち 1, 3～6, と 2, 5～11, に 1, 2, は 2～4, へ 3～8, ほ 2, 4～6, 8, り 1～8, ろ 1～4, 6, 10い 3～5, に 1～3, 5, ほ 1～3, 5～7, 10, 11, ろ 2, 11い 2, 4, 6, 9, に 1, 3～5, は 3～9, ろ 1, 3, 4, 7, 8, 10, 12-1い 4～6, に 1, 2, は 1, 2, 4, 5, 7, ろ 1, 3, 5, 6, 12-2い 1～6, 9, 10, ろ 1～3, 13い 1, 3, 5, 7, に 2, は 6, ほ 2～4, ろ 2～4, 14い 1～6, に 2～4, 6, 10, は 1～3, 5, 6, ろ 1, 2, 4, 15い 1, に 1～4, 17い 1, は 5, へ 4, 5, ほ 3, ろ 1, 18い 1～5, 8～10, は 2～4, 6～9, ろ 4, 5, 7, 19-1い 2, 5～7, に 6, 19-2い 3, ろ 1～3, 5～10, 20い 3～5, 7, 9, 11, 12, は 1～3, 5, 21い 1～3, 5～11, 13, 17, に 3, 5～7, は 3～7, ろ 2, 3, 5～15, 18～20, 22い 3, 4, 6, 8, 9, 12～14, は 1, 2, 24い 2, 3, 8～10, は 1, ろ 2, 5, 6, 25ち 1, 2, 4, 8, と 1, へ 7, ほ 4, 27い 1, 2, 4, 6, 9～11, は 1, 6, へ 1～4, 7, ほ 2, 6, 8, ろ 1, 3, 5, 6, 8, 28い 1, 2, 4, 5, に 1～6, ほ 1～5, ろ 1, 3, 5, 6, 29い 1, 2, 4, 7, は 1, 2, へ 1, 2, 4～7, ろ 1, 2, 8, 30い 1～3, 5, 7, ち 1, と 4, 6, に 1, は 2, 3, ろ 1, 2, 31い 2～6, に 1, は 1, 5, 6, ろ 1, 4, 5, 32 へ 2, 33い 3, ろ 1, 34に 3, 4, ほ 1, 2, 35ち 1～3, 6～9, に 2, 3, 5, 6, む 1, 2, 4, 5, は 2～5, ほ 2, 3, 6, り 4, る 3, ろ 2, 3, 5, 37い 3, 4, か 1～3, ち 1, 2, 4, 6, 10～12, と 1, 4～6, に 1, む 2, へ 1～3, ほ 2, 4, 5,	10,681.91

		り 1, 3, わ 2~7, 38 ち 2, と 3, へ 3, ほ 1, り 1, ろ 2, 3)	
	民有林 (a)	10, 102~131, 134, 201~243, 246~288 林班 ただし、以下の県行分収林を除く。 県行分収林 林班(台帳番号), 259(4009)	8, 946. 37
	小 計		19, 628. 28
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	県有林 (b)	1~4, 8~11, 12-I, 12-II, 13~18, 19-I, 19-II, 20~61 林班 ただし、以下の小班を除外する (3は 4, ろ 2, 4い 4~6, ち 3, 4, と 1~4, は 1~3, 8, へ 2~5, ほ 5, り 1~3, 5, ろ 1~3, 8い 1~6, ち 4, ほ 1, ろ 1~23, 9い 1, 2, 4~8, ち 1, 3~6, と 2, 5~11, に 1, 2, は 2~4, へ 3~8, ほ 2, 4~6, 8, り 1~8, ろ 1~4, 6, 10い 3~5, に 1~3, 5, ほ 1~3, 5~7, 10, 11, ろ 2, 11い 2, 4, 6, 9, に 1, 3~5, は 3~9, ろ 1, 3, 4, 7, 8, 10, 12-1い 4~6, に 1, 2, は 1, 2, 4, 5, 7, ろ 1, 3, 5, 6, 12-2い 1~6, 9, 10, ろ 1~3, 13い 1, 3, 5, 7, に 2, は 6, ほ 2~4, ろ 2~4, 14い 1~6, に 2~4, 6, 10, は 1~3, 5, 6, ろ 1, 2, 4, 15い 1, に 1~4, 17い 1, は 5, へ 4, 5, ほ 3, ろ 1, 18い 1~5, 8~10, は 2~4, 6~9, ろ 4, 5, 7, 19-1い 2, 5~7, に 6, 19-2い 3, ろ 1~3, 5~10, 20い 3~5, 7, 9, 11, 12, は 1~3, 5, 21い 1~3, 5~11, 13, 17, に 3, 5~7, は 3~7, ろ 2, 3, 5~15, 18~20, 22い 3, 4, 6, 8, 9, 12~14, は 1, 2, 24い 2, 3, 8~10, は 1, ろ 2, 5, 6, 25ち 1, 2, 4, 8, と 1, へ 7, ほ 4, 27い 1, 2, 4, 6, 9~11, は 1, 6, へ 1~4, 7, ほ 2, 6, 8, ろ 1, 3, 5, 6, 8, 28い 1, 2, 4, 5, に 1~6, ほ 1~5, ろ 1, 3, 5, 6, 29い 1, 2, 4, 7, は 1, 2, へ 1, 2, 4~7, ろ 1, 2, 8, 30い 1~3, 5, 7, ち 1, と 4, 6, に 1, は 2, 3, ろ 1, 2, 31い 2~6, に 1, は 1, 5, 6, ろ 1, 4, 5, 32へ 2, 33い 3, ろ 1, 34に 3, 4, ほ 1, 2, 35ち 1~3, 6~9, に 2, 3, 5, 6, ぬ 1, 2, 4, 5, は 2~5, ほ 2, 3, 6, り 4, ろ 3, ろ	10, 681. 91



	<p>2, 3, 5, 37い 3, 4, か 1~3, ち 1, 2, 4, 6, 10~ 12, と 1, 4~6, に 1, む 2, へ 1~3, ほ 2, 4, 5, り 1, 3, わ 2~7, 38 ち 2, と 3, へ 3, ほ 1, り 1, ろ 2, 3)</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	県行分収林（林班、台帳番号）	809.96
	1 53, 110, 167, 168, 1591, 1705	
	2 743, 840, 932, 933, 934, 1052, 1056, 1057, 1196, 1317, 1451, 1592, 1593, 1594	
	3 654, 742, 1194, 1195	
	7 341, 430, 499, 653, 935, 1053, 1054, 1055, 1197, 1198, 1199, 1200, 1319, 1320, 1450	
	8 1925, 1988, 2071, 2072, 2108	
	9 1318, 1449	
	1 0 279, 342, 381, 1706, 1707, 1790, 1863, 1926	
	1 2 343, 382, 431, 497, 498, 570	
	1 3 312, 340, 380, 428, 500, 501	
	1 4 429, 502, 571	
	1 0 2 846, 939, 1065	
	1 0 3 576	
	1 0 4 574	
	1 0 5 1324, 1325	
	1 0 6 572, 656, 744, 745, 746, 843, 844, 940, 941, 942, 943, 1060, 1061, 1063, 1321, 2111, 2145	
	1 0 7 1062	
	1 1 2 1929	
	1 1 3 163, 276, 1708, 2073	
	1 1 4 161, 162, 222, 751, 848, 944	
	1 1 6 1456, 2109, 2110	
	1 1 7 2, 3, 17, 18, 114	
	1 1 8 54, 1204, 1455, 1596, 1928	
	1 1 9 289, 1323	
	1 2 0 503, 749, 1322, 1452, 1453, 1454, 1597, 1709	
	1 2 1 309, 1598, 1599, 1600, 1927, 2033, 2112	
	1 2 2 1203	
	1 3 1 748, 1202, 1710, 1792, 1865, 1866	

民  
有  
林  
(b)

	1 3 2 657	
	1 3 3 573、845	
	1 3 4 747、847、938、1064、1201、1457、 1601	
	2 4 5 1326	
	2 4 7 1212	
	2 4 8 1460、1711	
	2 5 2 1459	
	2 5 3 1329、1330	
	2 5 5 1072、1327、1713、1794、1796	
	2 5 6 330、384、659、756、1071、1712、 1795	
	2 5 7 577、1073、1458、1868、1930	
	2 5 8 345、385、505、658、850、851、945、 1069、1328	
	2 5 9 578、948	
	2 6 0 304、344、660	
	2 6 1 435、5004、5005	
	2 6 2 579、947、1867	
	2 6 3 946、1068、1211、1793	
	2 6 4 1210、1331、1332、1461	
	2 6 6 755、949、1067、1207、1208、1209、 1333、1334、1335、1462、1463、1464、 1603、1604	
	2 7 3 1206、1714	
	2 7 7 1066、1465、1466、1605、1606、1797	
	2 7 8 434、504、580、661	
	2 8 7 752、753、754、849、1205、1467、 1607、1608、1798、1799、1800	
	2 8 8 852、950、1336	
	小 計	11,491.87

快適な環境の形成の 機能の維持増進を 図るための森林施業を 推進すべき森林 (快適環境形成機能 維持増進森林)	県有林 (c)	なし	
	民有林 (c)	なし	
	小 計		0.00
保健文化機能の維持 増進を図るための森 林施業を推進すべき 森林 (保健文化機能維持 増進森林)	県有林 (d)	1 に 1, 2, は 2, 3, ろ 4, 5, 17 と 1, 2, に 1~ 10, は 3, 4, 8, 9, へ 1, ほ 4~6, チ , へ 1, ホ 1, 19-1 い 9, ロ , 20 ほ 6, 22 ろ 5, 8, 9, イ 1, 23 ろ 3, 25 ち 7, 33 ほ 1, 34 は 1, 2, 35 へ 1, 3, 36 い 3, は 4, 41 ほ 1, 42 と 2, 3, 43 ろ 2 ~, 44 ろ 4, 45 ほ 1, 2, イ , 46 へ 2, 3, イ , 48 ほ 2, 3, ロ , 49 は 1, ろ 1, 50 い 1, 51 は 2, 52 に 1, 53 ろ 2, 54 に 1, 55 ろ 1, 2, 56 い 1, 2, 57(全), 58(全), 59 い 1, 2, 60 い 2, へ 1, 2, イ 1, 61 い 1, り 10, 11, イ	1, 222. 96
	民有林 (d)	214 林班に, 215 林班ほ, 216 林班ち, 224 林班 は, 236 林班へ(イ)(ロ), 237 林班に, ほ, へ, 238 林班へ(イ)(ロ), と(イ)(ロ), 239 林班ほ(イ), (ロ) (ハ), 240 林班(イ), (ロ) (ハ), 243 林班へ, と, ち	89.00
	小 計		1, 311. 96
うち生物多様 性保全機能の 維持増進を図 るための森林 施業を推進す べき森林 (生物多様性 保全機能維持 増進森林)	県有林 (e)	1 は 2, ろ 4, 5, 57(全), 58(全)	386. 18
	民有林 (e)	なし	
	小 計		386. 18
木材の生産機能の維 持増進を図るための 森林施業を推進すべ き森林 (木材等生産機能維 持増進森林)	県有林	4, 7-Ⅱ, 8~11, 12-Ⅰ, 12-Ⅱ, 13~ 15, 17, 18, 19-Ⅰ, 19-Ⅱ, 20~22, 24, 25, 27~ 35, 37, 38 林班	5, 809. 32
	民有林	1~9, 11~14, 101~134, 244~265, 273~289 林班	7, 359. 56
	小 計		13, 168. 88

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	県有林	なし	
	民有林	なし	
	小 計		

※民有林は、富士川上流地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

## 別表 2

### ■ 施業の方法別の森林の区域

区分		森林の区域		面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林(a)に示す区域全て		10,681.91	
	民有林	別表 1 : 民有林(a)に示す区域全て		8,946.37	
	小 計			19,628.28	
長伐期施業を推進すべき森林	県有林	なし			
	民有林	なし			
	小 計				
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	県有林	別表 1 : 県有林(b)及び(d)に示す区域全て(ただし、(d)のうち、(e)の区域を除く)	10,295.73	
		民有林	別表 1 : 民有林(b)及び(d)に示す区域全て	898.96	
		小 計			11,194.69
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	別表 1 : 県有林(e)に示す区域全て		386.18
		民有林	なし		
		小 計			386.18
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林	なし			
	民有林	なし			
	小 計				

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林面積の39.3%を占める私有林の多くは5ha未満の小規模なもので、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者等、集落リーダー、森林組合等の林業経営体、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレストラー）、及び市職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と実行力のある森林組合等の林業経営体が森林所有者等から委託を受けて、集約化を促進する。

また、森林施業の合理化を図るため、県、市、森林組合等の林業経営体が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林、森林整備センターとの緊密な連携体制の構築に取り組む。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林組合等の林業経営体が長期の施業等の委託を受け、森林の施業又は経営を進めることとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画を作成して計画的な施業の実施につなげる。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、森林経営計画により施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

#### 5 その他必要な事項

該当なし



## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進する。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、森林総合監理士（フォレスター）及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者等に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。
- ③ 共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にする。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

#### ■路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系	25 <15> 以上	35 <35> 以上	60 <50> 以上
	架線系	20 <15> 以上	0 以上	20 <15> 以上
急峻地 (35° ~ )	架線系	5 以上	0 以上	5 以上

注) < > 書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的なシステムは、表1及び表2を参考に、現地の状況や経営形態等を勘案して選択する。

#### ■低コスト作業システムの分類例 (表1)

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル (ウインチ) 木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+ (グラップル) +スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	

■低コスト作業システム選択表（表2）

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	②	車両系
		⑤	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩：20°未満 中：20°以上～30°未満 急：30°以上

〈路網密度〉密：100m/ha以上 中：50m/ha以上～100m/ha未満 疎：50m/ha未満

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網等整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

■路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考
民有林 131 林班	382.7	柚口山線 他	9,363	1	森林作 業道

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

■基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	山梨市	塩平徳和	2.0	1,334	○	1	
〃	〃	〃	〃	塚本山	0.7	214	○	2	
〃	〃	〃	〃	太良峠	2.0	200	○	3	
〃	〃	〃	〃	仏沢	0.3	82		4	
〃	〃	〃	〃	徳和太平	0.3	69		5	
〃	〃	林業 専用道	〃	荒川1号 支線	0.8	110	○	6	
開設計				6	6.1				
開設(改築)	自動車道	林道	〃	川上牧丘	2.0	27,777	○		
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	0.3	4,349			
〃	〃	〃	〃	乾徳山	0.3	1,237			
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	0.3	701			
開設(改築) 計				4	2.9				
拡張(改良)	自動車道	林道	〃	水ヶ森	0.3	1,613			
〃	〃	〃	〃	川上牧丘	0.3	2,777	○		
〃	〃	〃	〃	乾徳山	0.3	1,237	○		
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	0.5	4,349			
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	0.2	701			
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ 森	0.3	118			
〃	〃	〃	〃	棚沢	0.3	182			
〃	〃	〃	〃	余沢	0.2	192			
〃	〃	〃	〃	黒金山	0.3	858			
〃	〃	〃	〃	東山中部	0.3	1,329			
〃	〃	〃	〃	鈴庫山	0.3	1,989			
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	0.2	1,334			
〃	〃	〃	〃	神峰	0.3	189			

〃	〃	〃	〃	花後	0.1	70			
〃	〃	〃	〃	神峰沢	0.2	160			
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.2	175			
〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62			
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.3	215			
〃	〃	〃	〃	小樽山	0.2	130			
〃	〃	〃	〃	栃な代	0.1	40			
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.1	103			
〃	〃	〃	〃	境沢	0.2	80			
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.2	52			
〃	〃	〃	〃	大沢	0.3	100			
〃	〃	〃	〃	滝返	0.2	47			
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.1	75			
〃	〃	〃	〃	不定口	0.1	52			
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ 森支線	0.1	94			
〃	〃	〃	〃	雷	0.2	200			
〃	〃	〃	〃	徳和	0.3	200			
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.2	38			
〃	〃	林業 専用道	〃	川上牧丘1 号支線	0.5	180	○		
拡張(改良) 計				32	7.6				
拡張(舗装)	自動車道	林道	〃	乾徳山	0.2	1,237			
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	0.2	4,349			
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ 森	0.2	118			
〃	〃	〃	〃	余沢	0.2	192			
〃	〃	〃	〃	黒金山	0.2	858			
〃	〃	〃	〃	東山中部	1.2	1,329	○		
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	1.0	1,334			
〃	〃	〃	〃	花後	0.2	70			
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.2	175			
			〃	一ツ木	0.2	334			

〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62			
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.2	215			
〃	〃	〃	〃	小檜山	0.2	130			
〃	〃	〃	〃	栃な代	0.2	40			
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.2	103			
〃	〃	〃	〃	境沢	0.2	80			
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.2	52			
〃	〃	〃	〃	大沢	0.2	100			
〃	〃	〃	〃	滝返	0.2	47			
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.2	75			
〃	〃	〃	〃	雷	0.2	200			
〃	〃	〃	〃	徳和	0.2	200			
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.2	38			
拡張(舗装) 計				23	6.4				

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

## (2) 細部路網に関する事項

### ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路網の整備に計画的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）及び「山梨県森林作業道作設指針」に基づき、現場の状況に応じて、維持修繕コストがかからない丈夫で簡易な規格・構造とする。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業の担い手の確保と育成のため、県及び山梨県林業労働センター等と連携して森林組合の作業班及び林業経営体の従業員の新規雇用及び育成を推進する。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ① 林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、施業の集約化に向け、森林組合等の林業経営体が、施業方針や事業収支等の施業プランを森林所有者等に提案するとともに、効率的な森林施業を提案できる森林施業プランナーや、高性能林業機械を活用した素材生産や丈夫で簡易な森林作業道を地形・地質等の条件に応じて作設できるオペレーターの養成を支援する。

さらに、各種研修を通じて新規就労者の技術向上を図る体制整備を促進する。

##### ② 林業後継者の育成

林業後継者を育成する環境づくりとして、森林組合等の林業経営体が認定事業主制度や森林整備担い手対策基金の活用等により事業の合理化を促し、通年雇用の確立や安定的な収入の確保による労働環境の改善、経営基盤の強化を図るとともに、林業に関する基本的な知識と技術を習得するための「緑の雇用」事業等の活用により、新規就労者の育成を推進する。

#### (3) 林業経営体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合等の林業経営体においては、森林所有者等との森林経営受委託契約によって事業量を確保し、就労の安定化、近代化を図る。

また、従業員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進する。



さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

市内の林業経営体は、チェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般的であるが、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能林業機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努める。

### (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

#### ■ 林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒	市内全域	チェーンソー	チェーンソー + ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ (又はハーベスタ)
集 材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 スイングヤーダ ウインチ付グラップル フォワーダ
地ごしらえ		チェーンソー	チェーンソー + グラップル チェーンソー + クラッシャー

### (3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行う。
- ② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行う。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図る。
- ④ 林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行う。
- ⑤ 高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行う。

- ⑥ 場合によっては他地域の森林組合及び林業経営体と共同による機械の購入検討を行う。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

施業の共同化及び受委託契約による森林経営計画を作成することにより、伐採可能な森林資源量の把握及び路網の整備に積極的に取り組むことで、間伐材等の搬出率を向上させ、高齢級の間伐材及び主伐材の安定供給の実現を目指す。

また、公共建築物等の木造化・木質化を推進するとともに、木質バイオマスイエネルギー資源として製材の端材や未利用間伐材等を加工したチップ・ペレットの利用促進を図る。

本市における素材の生産流通・加工については、木材単価の低下により低迷している。木材の流通に対する施策として、市役所や市内小学校にも設置しているペレットストーブ等の普及を進めることにより、木材を燃料資源として捉え、ペレットやチップへの加工等による、木質バイオマスへの利用促進を図る。

#### ■林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
チップ製造施設	大野	1棟 873 m <sup>2</sup>	△ <sub>1</sub>				
ペレット製造施設	南	1棟	△ <sub>2</sub>				
チップ製造施設	南	1棟 226 m <sup>2</sup>	△ <sub>2</sub>				
集成加工施設	小原東	1棟	△ <sub>3</sub>				

※公共事業で整備した施設を掲載した。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとする。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林を基本とし、別表 3 のとおりとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、銃器による捕獲の実施

※防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

※鳥獣害防止対策の実施にあたっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

### 別表 3

#### ■ 鳥獣害防止森林区域

対象獣害の種類	森林の区域		面積 (ha)
ニホンジカ	県有林	1～4, 7-Ⅱ, 8～11, 12-Ⅰ, 12-Ⅱ, 13～18, 19-Ⅰ, 19-Ⅱ, 20～53, 57～61 林班	22, 327. 55
	民有林	1～4, 6～10, 13, 14, 102～134, 201～236, 238, 239, 244～277, 278～288, 289 林班	

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査によるほか、区域内で森林施業を行う森林組合等の林業経営体や森林所有者からの情報収集等により行う。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除に努める。

マツ枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び山梨市松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

特に、マツは市の木に選定されており、万力公園では地域住民が中心となり、有志による団体「万力林赤松保存会」を組織し、歴史ある万力公園のアカマツを保護している。また、市は平成30年3月に「万力林保全・再生計画」を策定し、これに基づいて保全活動を推進している。今後も、これらの貴重な松林を末永く保存するため、周辺の激害地については、今後も山梨地区へ被害が広がらないように適切な対策を実施する。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、令和元年度に県内で初めて被害が確認された。そのため、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから9月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、相互間の連携に努めることとする。また、山梨地区（万力）については、「万力林赤松保存会」等と連携してアカマツの保全に努める。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

近年、市内の里山地域で、シカやイノシシ等による獣害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

補助事業を有効に活用し防護柵の設置等の植栽木の保護対策を講じるとともに、藪の刈込、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施する。

また、県及び市の鳥獣保護管理計画に基づき、猟友会等と連携しながら有害獣の捕獲を推進することにより、被害の拡大を防止することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬から春の山火事が発生しやすい時期を中心に、山火事防止パトロールを関係団体の協力のもと実施する。また、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努める。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、山梨市火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林（地区被害拡大防止森林）

##### ■地区被害拡大防止森林

	森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
民有林	1 林班・2 林班・3 林班・10 林班・14 林班・101 林班・104 林班・120 林班・121 林班・122 林班・124 林班・125 林班・129 林班・130 林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	

※なお、森林病虫害のまん延により、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

#### (2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

###### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体的かつ効率的に行うことができると認められる区域（森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域）について、次のとおり定める。



区域名	林班		区域面積 (ha)
	林班	面積	
北原・塩平	県有林	1～4、23～26 林班	2,062.37
	民有林	なし	
北原・牧平	県有林	11～19、22 林班	2,968.89
	民有林	106～118 林班	
倉科・西保	県有林	なし	1,258.87
	民有林	102～105 119～130 林班	
柚口山	県有林	20～21 27～30 林班	2,206.62
	民有林	131～134 林班	
徳和	県有林	31～34 林班	2,075.55
	民有林	244～255、289 林班	
上釜口・下釜口	県有林	35～40 林班	2,238.02
	民有林	256～266 林班	
川浦上流	県有林	41～61 林班	4,703.94
	民有林	なし	
広瀬下	県有林	なし	1,543.18
	民有林	201～228 林班	
広瀬上	県有林	なし	1,120.61
	民有林	229～243 林班	
天科・円川	県有林	なし	1,324.18
	民有林	267～288 林班	
山梨	県有林	7-Ⅱ～10 林班	2,113.73
	民有林	1～14、101 林班	

※ここでの民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

## 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林を木材資源として活用するだけでなく、森林が持つ多面的な機能を活用するために、本市では「森林セラピー®基地」に認定された西沢溪谷、市民の憩いの場として親しまれている万力林、市内に9箇所ある「山梨百名山」や乙女湖周辺の森林等を、豊かな自然景観や産業資源として活用していく。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

#### (ア) 緑の少年少女隊

本市では里山に近い小学校2校（八幡小、笛川小）で緑の少年少女隊が結成されており、地域の緑化に貢献している。

今後も、次世代を担う子供たちが緑の少年少女隊の取組を通じて豊かな心を育んでもらえるよう、積極的に活動を支援する。

#### (イ) ライオン山梨の森

森林の持つ土壌保全機能を発揮させるとともに、都市農村交流による地域の活性化を図ることを目的とした山梨県の「企業の森推進事業」により、平成18年8月にライオン株式会社と水口市有林の森林整備協定を結び、「ライオン山梨の森」として森林整備活動を開始した。

ライオン株式会社は、資源循環型社会の構築を目指し、森林機能を保全するための森林整備費用の一部を負担するなど、市との協働による環境保全活動への取組を進めてきた。また、新入社員研修や社員ボランティアにより行われる「ライオン山梨の森」の森林整備活動を通じた地域住民との交流は、森林機能の保全のみならず、地域活性化の一助となっている。

水口市有林での活動を終了したことから、令和3年4月から牧丘市有林の一部を「ライオン山梨の森Ⅱ」として定め、新たに森林整備活動を開始し、植栽や間伐等の整備を進めていくとともに、森林空間としての活用を図っていく。

今後も、ライオン株式会社による協力のほか、国、県等の補助事業を活用する中で、市有林の整備を進めていく。

#### (ウ) 地域の森づくり活動

市内において、自主的に地域の森林の保全、整備活動をしている団体と連携し、その活動に対して必要な支援を行う。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

なし

### (3) その他

なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

全体計画を作成し、これに基づいて優先度の高い順に森林所有者の意向調査を実施し、順次経営管理権集積計画を作成し、森林整備を進めていく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

## ア 保安林の施業方法

森林法第 33 条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第 34 条により知事の許可（森林法第 34 条の 2 第 1 項に規定する択伐の場合または同法第 34 条の 3 第 1 項に規定する間伐の場合にあつては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は各々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

■保安林の種類別の施業指定要件

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防止備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水 害 防 備 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにおいて、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出する。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式

>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

$$\text{＜附録式＞ } \frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

$V_o$  : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$  : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね1ha当たりで樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

$V$  : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

■地位級別の植栽本数

$V$	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
$V$	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

※択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は山梨市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては知事の許可が必要。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。



■ 特別地域区分別の施業方法

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
<p>特 別 保 護 地 区</p>	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
<p>第 一 種 特 別 地 域</p>	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
<p>第 二 種 特 別 地 域</p>	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。</p> <p>但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
<p>第 三 種 特 別 地 域</p>	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

② 県立自然公園区域内の施業方法

該当なし

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が1,000㎡未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおり。

■ 砂防指定地の施業方法

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、溪流に沿った兩岸20m幅以内の区域及び溪流兩岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	<p>森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。</p>

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において、立木竹の伐採その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により、環境大臣又は知事の許可が必要。なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

■特別保護地区の施業方法

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則禁伐。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：択伐対象面積300㎡

## ②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20%

b その他の場合：伐採対象面積2,500㎡

## ③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要。

## （2）森林施業の技術及び知識の普及・指導

市林務担当部局、峡東林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

## （3）市有林の整備について

Vの5（1）（イ）で記述したとおり、一部を「ライオン株式会社」との協働による「ライオン山梨の森」として森林整備を進めるとともに、貴重な森林資源を保全しながら、観光と産業とを連携させた活用や、企業・学校などの様々な森林活動や環境教育の場としての活用を図る。

## （4）木材需要の創出と森林の荒廃を止めるための取組

本市の人工林に関しては、現在用材としての需要が低迷しており、森林所有者の生産意欲の低下などにより、間伐などの手入れがされず放置されてしまっている箇所が多くみられる。また、一部間伐が実施されていても、間伐木が搬出されず林内に残されてしまっている状態である。

天然林に関しては、かつては薪炭を燃料として利用するために人が頻繁に出入りをしてきたが、現在は出入りをする人も減少し、つる等が絡まるなど里山林の荒廃が進行している。

このような森林の荒廃を止めるためには、木を切り出すことを伴う継続的な需要を創出する必要がある。そのための手段として、ペレットやチップなどの木質バイオマスの利用普及の啓発を行い、エネルギー資源としての木材利用を推進することにより、用材として利用できないものや造材時に発生する残材などを有効利用することで間伐等の施業を促し、需要の創出を図っている。

今後も引き続き、市内で森林資源の循環利用が図られるように、木材のエネルギー資源としての価値の向上と利用促進を図る。

## (5) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

### ア 基本的な考え方

#### ① 本税の使途

市町村に譲与される本税の使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に規定され、

- ・ 森林の整備に関する施策
- ・ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- ・ 森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ・ 木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に要する費用に充てることとされており、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設された趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備等に資するものとし、市民の理解が得られるよう、その使途の公益性を担保するものとする。

#### ② 本税の活用に関する基本的な施策

- (ア) 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。
- (イ) 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。
- (ウ) 本市の実行体制の充実を進める。
- (エ) 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。
- (オ) 森林・林業についての普及啓発を進める。

#### ③ 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くを占める本市の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当であることから、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

#### 【優先順位】

- 【高】 (ア) 森林経営管理法等による森林整備の促進
- 【中】 (ウ) 市の実行体制整備、(エ) 木材利用の促進
- 【低】 (イ) 人材育成・担い手対策、(オ) 普及啓発

## イ 用途に関する留意事項

### ① 森林経営管理法等による森林整備の促進

地域森林計画対象森林のうち所有者が経営・管理を放棄した森林について、森林経営管理法に基づき市が所有者から経営管理権を取得し、市自ら経営管理を行う私有人工林などの森林整備、及び事前調査（例：地域内の所有者の状況調査や境界確認及びこれに必要な路網の修繕）にかかる経費に充てることとする。

なお、森林経営管理法による森林整備の他、既存の事業では十分な対応ができない森林整備や路網の修繕など市の実情に応じた整備事業費に充てることとする。

### ② 防災機能、協働事業、川上から川下への配慮

森林整備にあたっては、森林の有する防災機能に対する整備に優先的に配慮するとともに、事業効果をさらに高めるため、既存事業や市民、企業と協働で行う事業、川上から川下（川上、川中、川下）との連携についても配慮しながら用途を検討するものとする。

### ③ 既存事業との棲み分け、森林法の遵守

木材収入を得る目的で行われる主伐やその後の再造林といった林業施策は、原則、既存の補助事業等を活用することとする。

ただし、所有者等の自助努力等によっては適切な整備が期待できない場合には、必要に応じて支援していくものとする。

### ④ 本税による活用区域の範囲

森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象森林とし、施設緑地（公園など）及び農地・宅地などは、本税による充当事業の対象外とする。

### ⑤ 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠であることから、これらの対策に要する経費に充てることとする。

なお、支援対象者は、市内の森林整備の担い手となる意向を示している者とする。

### ⑥ 木材利用の促進

木材利用の促進が本税の用途に加えられた趣旨は「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財

源であることに鑑み、市が実施する木造公共建築物の整備、公共施設の木質化、市内保育園・幼稚園・学校等の机・いすの県産材利用、地域の森林資源を活用した木質バイオマスの活用など、市内の木材需要の創出と資源の循環利用を図る取り組みに対して本税を充当することとする。

⑦ 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

市民への森林整備の理解醸成に必要となる普及啓発活動（森林体験活動や木育活動を含む）に要する経費に充てることとする。

⑧ 市の実行体制整備

本税の活用を円滑に推進するため、アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる講師謝金や協議会等の運営費及び備品整備等の経費に充てることとする。

ウ 本税の執行・管理

① 基金の設置、運用管理

本税は使途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額や不用額を一般財源と区分し経理する必要があることから、市に基金を設置し、適切な管理を行うこととする。

また、年度毎の本税額、基金設置による前年度の差金繰越額等を考慮した上で、森林整備等に必要な予算を計上することとする。

② 適正な執行・管理

本税は目的税であることから会計検査の対象となることにも留意し、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行うこととする。

③ 協議会（検討会）

本税の活用については、必要に応じて市民や関係団体を構成員とする検討会等を開催し、事業内容を検討するものとする。